

2014年度

第3回町田市子ども・子育て会議

日 時 2014年8月26日(火)
場 所 市民協働おうえんルーム

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 子ども生活部長挨拶
4. 報告
 - ・子ども・子育て支援新制度の市民周知について
5. 議題・意見交換
 - (1)町田市子ども・子育て支援事業計画素案について
 - ア 内容の検討
 - イ 計画策定スケジュールの確認
 - (2)幼稚園及び保育園等の利用者負担のイメージ(確認事項)
 - (3)各種基準条例(案)について(報告事項)
 - ア 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準
 - イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準
 - ウ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準
 - (4)その他
6. 閉会

【配布資料】

- 【資料1】 第3回町田市子ども・子育て会議 座席表
- 【資料2】 広報「まちだ」掲載用原稿(第2弾)
- 【資料3】 町田市子ども・子育て支援事業計画(素案)
- 【資料4】 計画の基本的な考え方(基本理念、基本方針など)の文言整理について
- 【資料5】 計画策定のスケジュール
- 【資料6】 利用者負担のイメージ
- 【資料7】 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準(案)
- 【資料8】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準(案)
- 【資料9】 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準(案)
- 【資料10】 会議日程調査票
- 【資料11】 2014年度第2回町田市子ども・子育て会議 議事要旨
 - ・2014年度教育・保育施設の実績等
 - ・子ども子育て支援新制度「ハンドブック」(施設・事業者向け)

2014年度第3回町田市子ども・子育て会議 出席者

氏 名	所 属	出欠
◎ 金子 和正	東京家政学院大学教授	出
○ 吉永 真理	昭和薬科大学教授	出
小山 貴好	町田市私立幼稚園協会	出
宮 聖栄	町田市法人立保育園協会	出
藤田 義江	町田市社会福祉協議会	出
澤井 宏行	町田商工会議所	欠
山本 弘明	町田市公立小学校校長会	出
田村 望世	町田市民生委員児童委員協議会	出
安西 弘子	市内在住の「保育士」	欠
雨宮 三穂	玉川中央幼稚園の教諭	出
矢野 洋子	公募委員	出
萩原 潤一	公募委員	欠
奥村 有紀子	公募委員	出

◎ 会長 ○ 副会長

事務局出席者 小池 晃 子ども生活部部長
 三橋 薫 子ども生活部子ども総務課課長
 鈴木 亘 子ども生活部子ども総務課担当課長
 加藤 慎也 子ども生活部子ども総務課主任
 小田島 一生 子ども生活部児童青少年課課長
 田中 隆志 子ども生活部子育て支援課課長
 横須賀 秀男 子ども生活部子育て支援課子育て相談担当課長

1. 開会

(鈴木課長) 2014 年度第3回町田市子ども・子育て会議を開会する。本日、安西委員、澤井委員から欠席、田村委員、萩原委員、雨宮委員から遅れるとの連絡をいただいている。本日は8名の委員にご出席いただいているため、町田市子ども・子育て会議条例第8条第2項に基づき、会議は有効に成立している。
それでは、議事進行を金子会長にお願いする。

2. 会長挨拶

(金子会長) 本日も闊達な議論をかわし、良い成果を収められればと思う。本日もよろしくごお願い申し上げます。

3. 子ども生活部長挨拶

(小池部長) 国からは子育て関連の条例を6つほど市町村で決めるようにとの話である。9月議会には、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の3つを上程する。
保育の必要性の認定基準は、国の基準から変更しなかったため、条例化の必要はなく、規則で行うことになる。
施設型給付及び地域型保育給付に係る利用者負担に関する条例は、保育運営費の徴収条例という形で保育料の額を決める条例になる。しかし、未だ国からは公定価格の仮単価しか示されていないため、正式な公定価格が示された後に条例改正を行うことになる。基本的には3月議会に上程することになるが、そうすると入所申請の受付の段階で保育料が全く分からないことになるため、市としては、事前に条例の改正案を示していければと考えている。
本日の主要議題である、町田市子ども・子育て支援事業計画は、初めて素案という形でお示しさせていただく。ぜひ活発なご議論をいただきたい。よろしくごお願い申し上げます。

4. 報告

・子ども・子育て支援新制度の市民周知について

(金子会長) それでは、2014 年度第 3 回町田市子ども・子育て会議の議事を進める。議事に先立ち事務局から連絡事項がある。
-事務局から、会議の公開に関する事務連絡-
-傍聴者入室-
-事務局から、配布資料の確認及び第2回会議の概要説明-
それでは、「子ども・子育て支援制度の市民周知について」、事務局から説明をお願いする。
-事務局から、資料2について説明-

(奥村委員) 第1弾として広報で概要が示されたとき、市に直接か保育園等にさ

- れたのか分からないが、どのようなお問合せがあったのか伺いたい。
- (鈴木課長) 言葉の説明に関する問い合わせは数件あったが、この制度はおかしいといったお問合せは一切なかった。
- (奥村委員) 利用者負担について説明をする第3弾は、いつ頃になるのか。
- (鈴木課長) 利用料金については、9月21日号を予定している。
- (奥村委員) 早いところで10月中旬から願書受付が始まるため、9月21日号ではぎりぎりになってしまう。日にちは決定事項なのか。
- (鈴木課長) 基本的に月に1回ずつ出していく方針で進めている。今回お示した第2弾を8月21日号に出す予定だったが、紙面の都合により9月1日号になった。できれば9月21日号でと考えているが、先ほど部長から話があったように、そこでお出しするものについても仮単価であり、なかなかきちんとしたものがお示しできない状態である。その中で、利用料金が幼稚園は応能負担になるといったような考え方を重点的にお示ししたいと考えている。
- (奥村委員) 料金が変わるかどうかで、1号もしくは2号、3号の申請が変わる方がいらっしゃるのであれば、なるべく早い段階で料金の方向を伝える方がいいのではないかと。
- (鈴木課長) ご指摘は分かるが、なかなかその辺りは利用料金という形でお示しできないということと、実際に意向調査はしたが、事業者に対して新制度に移行するかどうかの申請受付、いわゆる確認が11月中旬頃を予定していると聞いている。実際、どの幼稚園が新制度に移るのかが決まらない中では、なかなか難しいと考えている。
- (奥村委員) 11月中旬以降に幼稚園から内定を受ける時点では、願書の提出後に発表されるかもしれないということか。
- (鈴木課長) 可能性はあると思う。
- (吉永副会長) よくある質問コーナーはまだ作らないのか。その中で、今は答えられない、いつ頃なら回答できるということも入れるといい。
- (鈴木課長) ホームページ等で工夫していきたい。
- (小池部長) 確認がとれないまま、入所の受付というもおかしい。市独自に、きちんとその意向は確認した上で、入所の申請前にアナウンスをする必要がある。国への報告は11月中旬になるかもしれないが、やり方としてはそれしかないと思っている。とにかく、保護者がきちんと情報を得て判断した上で申請してもらおうという基本は変えずに、できるところはそのような形で進めていきたい。
- (矢野委員) 個々の幼稚園に問い合わせをしたときには回答してもらえるのか。
- (小山委員) 保育料は市が原則決めることになっており、市が決めていないのに幼稚園が勝手に保育料を決めることはできない。上乘せということではあるが、上乘せ額だけ決めるわけにはいかない。決まらない限りは、仮の決定を見て、仮の保育料を保護者の方に伝えるしかない。仮の保育料も、市の仮の保育料が出てから伝えられる程度である。
- (鈴木課長) 仮の保育料については、仮の仮ぐらいだと思うが、議題の中でお示しする。逆に、その辺りは幼稚園の方々ともご相談しながらということにはある程度なると考えている。
- (藤田委員) 幼稚園の副園長先生に「決まりましたか」と聞くと、「胃が痛い。毎日話し合いた」と言っていた。最終的には、いつ頃に決まるのか。
- (鈴木課長) 予定では、11月中旬とのことである。

- (宮委員) おそらく、運営上の必要な金額があると思うが、今は都が決まらないので市の補助金も決まらないとなっている。逆に、市が都の出す基準にバランスをつけるという形はできないのか。
- (三橋課長) 都が決まらない限りは、市が独自で出すのは無理である。
- (小山委員) 1号児の幼稚園の場合、私学助成は都から幼稚園に直接出ているために市から助成がない。市がバランスをと言ってもゼロになる。公定価格という国が示した金額の中に市が負担する金額は出ている。それ以外の部分に関しては、都と市は10対ゼロになる。そのため、そこを示せというのは難しい。これからバランスをとっていくには保護者に直接出している補助金等も含めながら考えるしかないと思う。10対ゼロはないと思うが、まだバランスは見えてこない。1号児の場合には、都がかなりのウエートを占めていると思う。
- (奥村委員) 表現の問題だが、幼稚園側には「幼稚園から内定を受ける」という言葉があるが、保育園側には「決定について」というような文言がない。一体どの時点で決定がなされるのかが分からないため、保育園側にも決定時期を示す文言を入れていただきたい。
- (鈴木課長) 文言を入れたい。
- (奥村委員) 「1号認定の場合は」という言葉には、利用者側としては違和感がある。「1号認定で申請する場合は」ではないのか。
- (鈴木課長) 文言は再度確認したい。
- (山本委員) 今の話を聞いていると情報になっていないのではないかと思う。不確定にも関わらず、10月中旬、11月中旬と知らされても困るのではないか。「これはこれから何とかします」「本当はここは11月下旬になる」という情報こそオープンにしないといけないと思う。
- (鈴木課長) 実際に選択をする上で、幼稚園が新制度に移行するかどうかが決まっていないといった事態はあると思うが、利用手順としてはお示ししているこの流れと、時期も含めて概ね変わらないかと思う。
- (山本委員) では、自分がA幼稚園に行きたいと思って、この手順ですれば問題ないということか。ただ、その幼稚園が新制度に移行するかどうかは、幼稚園からは返事が来ない可能性もあるということか。
- (鈴木課長) 手順としては間違いない。明確な返事がない可能性はある。
- (山本委員) 利用者は、もしそこが新制度でないのであれば、こちらにしようという選択ができるのか。
- (小池部長) その点は、みなしでも示していきたい。正式な国への報告は11月中旬頃になるかもしれないが、例年であれば10月がスタートなので、その段階までにはおそらく各園で方向は決めていると思う。
- (小山委員) 幼稚園協会では、10月15日以降に願書配布、11月1日以降の受付の2点はもう決められている。
- (鈴木課長) 市民の方、利用者が分かりやすいような形で、なるべく情報を早く適切に伝えたいと思っている。決まり次第、広報したい。
- (山本委員) 表現について、「施設」という言葉と「幼稚園」という言葉が混在している。例えば「新制度に移行しない幼稚園を」という表現があるが、その下には「新制度に移行する施設については」とある。これは同じことなのか、別のものが存在するのか、この辺りを統一してほしい。
- (小山委員) 「新制度に移行しない幼稚園」は学校制度の幼稚園で、新制度に移行してしまうと、認定こども園という制度は、保育園は施設という考

えなので、それに近づいてくる。この表現は正しいが、同じ幼稚園に関して、移行した幼稚園は施設、移行していないところは幼稚園と言われると、幼稚園ではなくなってしまったのではないかと思われてしまう。この表現は何か変えていただければ助かる。

(金子会長)

アスタリスクマークか何かつけて説明するのはどうか。

(鈴木課長)

説明を加えたい。

5. 議題・意見交換

(1) 町田市子ども・子育て支援事業計画素案について

ア 内容の検討

イ 計画策定スケジュールの確認

(金子会長)

それでは、「町田市子ども・子育て支援事業計画素案について」、事務局から説明をお願いします。

-事務局から、資料3、4、5の説明-

(宮委員)

37 ページの一時預かり事業について、「一時的に困難となった乳幼児について」とある。「困難」となると、マイナスイメージになる。一時保育自体には、リフレッシュも兼ねてということでの働きかけがもとであった。「困難」という言葉はどうなのか。

(金子会長)

まず、大きなことで、「これはこうした方がいい」ということに関しては発言してもらい、事務局が受けとめる形にしたい。

(奥村委員)

この計画書自体は、どのような方が読むとの想定か。

(鈴木課長)

保育園や幼稚園を希望される方や、これから事業を始める方等の利用者と事業者の両面を想定している。

(奥村委員)

一般市民で、施設を利用する方が読んで分かる内容ということか。

(鈴木課長)

そうである。

(奥村委員)

第1章の「2. 計画の位置づけ」にある図だが、その上の説明では新しく作る支援事業計画は「町田市子どもマスタープラン」を内包します」とあるが、図ではマスタープランの中に事業計画があるような表現になっている。どちらが正しいのか。

(鈴木課長)

3ページの計画期間を示している図をご覧いただきたい。子どもマスタープランの中に後期行動計画があるように、新しい何か計画の中に行動計画である支援事業計画が入る形になるのが正しい。ただ、今年度にこの部分はあわせて策定していない。実際には、子どもマスタープランの新しいものになると思うが、その中に子ども・子育て支援事業計画が入ることになる。この図自体は間違っていない。

(奥村委員)

そうすると、文章が間違っているのか。

(鈴木課長)

現時点では、そのような形になる。来年度以降は、新しい子どもマスタープランという部分を考えているので、表現の仕方は考えたい。

(金子会長)

他にいかがか。

(吉永副会長)

多くが空欄なので、どこを議論すればいいのかが分からない。

(鈴木課長)

空欄の数字部分は、次回に集中的にご審議いただきたい。

資料4は、資料3の素案の3ページとイコールになる部分で、子どもマスタープランや国の基本指針が捉えている背景や目的等をまとめている。町田市がこれから作るこの計画では、この背景等をどう捉え

て文字として表現していくかという中で、とりあえず市として素案を作ったところである。そこで、ここの背景はどうか、このようなことを掲載する方がいいのではないかといった、委員のご意見を頂戴できれば、反映して次回にご提示したいと思っている。

(吉永副会長)

子どもマスタープランと国の基本方針の背景等に対して、この計画ではどこが相当するのか。

(鈴木課長)

背景は第1章の1ページの部分、目的は趣旨の部分、基本理念は14ページの部分、目標は第4章の部分である。基本的な視点については、マスタープランや国の基本指針では資料4のような書き方をしている。こちらに準じて、素案では基本理念、基本方針という形で掲載しているので、どこというよりは、14ページの色がついている部分が基本的な視点の一つ一つになっていくと思う。

(宮委員)

8ページの未婚率は少子化の背景としてはあるものだが、初婚年齢の推移は背景としてあるということになるのか。

(三橋課長)

少子化の話の中では、大体出てくるデータである。

(奥村委員)

基本的なところが分からないのだが、例えば14ページに基本方針が5つ掲げられ、一方で、4章以降には、それに対しての量の見込みと確保策しか書かれていない。これは量のための計画書なのか。

(鈴木課長)

量と確保の方策とその時期を明確にするための計画である。

(奥村委員)

14ページの基本方針の中で、「質の高い」との記載があるが、これはどこに関わる方針なのか。

(鈴木課長)

本日のこの議題を検討するに当たり、マスタープランとの比較ということで、前回資料8として必須事項あるいは任意事項の説明をした。計画の位置づけや目標は任意事項、区域や量を示すもの、18ページから44ページの部分が計画の必須事項となる。

ただ、数字を羅列した計画書では意味がないため、町田市としてこのような背景に基づき、こういったことを目標に、このようなことをしていくといったことを言葉にしてお示した。このとおり進めるのではなく、ご意見をいただく中で任意事項の追加や表現の修正といったことは十分できる。その部分でご意見を頂戴したい。

(奥村委員)

今回は、量について計画する計画書になるのか。

(鈴木課長)

そうである。

(奥村委員)

基本方針のうち、量に関わる方針はどれなのか。

(鈴木課長)

どれというよりも、ここで足りないものがあればご意見を頂戴したい。

(吉永副会長)

例えば、幼稚園に関してはこのような基本方針を頭に入れて、このような言葉を入れてほしいといったことを話せばいいということか。

(鈴木課長)

そうである。

(奥村委員)

それは分かるのだが、量を確保することで、この基本方針が実現できるように思うのだと思う。

(吉永副会長)

そこを目標にしている。

(奥村委員)

いきなり細かな数字の話が4章から始まり、つながりが悪い。この基本方針が根元のところなのだとすれば、それは計画の方針なのかとも思うし、抽象度の問題なのか間が見えないので何とも言えない。

(吉永副会長)

例えば、幼稚園のところの4行で、その基本方針が実現するために、ここにぜひ入れた方がいいと思われることを意見として出すのはどうか。最初の方は説明が書いてあって、最後の方に「その中でも幼

児期の学校教育の希望が強い子どもが対象となっています」という事務的な表現になっている。例えば、ここにもう少しこのようなことを入れると基本方針と量をつなぐものになるというような提案があれば、ここで出せばいいと思う。

(奥村委員)

おそらくその考えというのは、3章の 16 ページのところで既に「「量の見込み」「確保方策」という形で出てきているので、3章の中に、このような基本方針に基づいて、量について計画を立案して説明していくということを言うていく必要があると思う。

(金子会長)

3章から4章に続くように3章を構築していけばいいのではないかと。どちらかというと4章は3章までをバックアップする資料である。3章のボリュームをもう少し厚くし、先ほどの5地域のエリア図等を挿入していきながら質のことを言い、このような数値を出してという具体は4章で始まっていくフローかと思う。3章に少し手厚い文字を入れれば流れはいいのではないかと。章立ては基本的にこれでいいと思う。

(三橋課長)

2章の子どもと家庭を取り巻く状況のところ、まだ具体的に表されていないが、認可保育所や幼稚園のことが入ることになる。任意事項として、産休・育休後のことや虐待のこと、母子、父子家庭のことが一つの項目としてある。量の部分と関連するところで、そういった環境のことでこういった項目も入れた方がいいのではないかと。これも委員からご意見を頂戴したい。

(藤田委員)

15 ページの基本指針で、「子どもの最善の利益」とあるが、この辺りはもう少し分かり易くてもいいと思う。

また、「保護者に寄り添い」「保護者は責任者」と一般的に言われるが、子育てはもっと意義のあるものといった部分はなかなか聞かれない。親はすごいことをしているといったようなことを子育て中の両親に与えて、その上で寄り添うといったことが大事なのではないか。

(金子会長)

参考意見としたい。他にあるか。

(奥村委員)

1～3章に関わってくるが、ここで言っている話が国の話か、町田市の話かが分かりにくい。町田市の話なら町田市の話で分かるようにしてほしい。また、「本市」という表現は行政用語ではないのか。

(金子会長)

このような行政が出すものは報告書のように、ストーリー性がない。ストーリー性があると読み物風でいいが、そうも言っていられない。

(奥村委員)

平成の年号と西暦が混在している。また、年度と年のものがあるので、分かるようにしてほしい。

(鈴木課長)

年号は、全て西暦に整えたい。

(吉永副会長)

資料4の基本目標はどう読めばいいのか。例えば「子どもが健やかに育ち一人ひとり自分の中に光るものを持っている」は目標なのか。

(鈴木課長)

子どもマスタープランの中では、これを基本目標としている。

(吉永副会長)

一人一人光るものを持てるようにするという目標か。

(鈴木課長)

そうである。いわゆる理想像の部分である。

(吉永副会長)

子どもの主体性の視点がないように感じる。基本的な視点の最後の「市民」の中に、「子どもと大人」と入れてあるので、子どもも大人と平等に主体的にとも読めるが、一人一人光るものを持てるように主体的な子どもを認める、一緒にするといった目標も、今度は入れてもいいのではないかと。子どもの権利の重要な参加の権利のところ少し欠けている。小さい子どもでも参加の権利があるはずなので、「一人

ひとりの子どもの権利実現」のところでもいいが、どこかに子どもが主体的にこのような自分の保育や教育のことに対して、子ども自身の気持ちを中心にするような視点が入るといい。

(山本委員)

今のご意見に関して、子どもの能力観ということに対して言うと、子どもは既に生まれながらに全てのものを備えているという考え方もある。そうすると、この表現のとおり、後から与えるのではなく、子どもは全ての能力を持って生まれてきて、それを教育等で引き出すというエデュケーションという考え方と違って来る。その辺りはどのように捉えるのかしっかりと考えておいた方がいい。

(金子会長)

本日はご意見を頂戴したということにとどめたい。他にいかがか。

(奥村委員)

確認だが、この事業計画はこの後に何か追加されるのではなく、この計画自体は量の計画になるということか。

(鈴木課長)

必須になっている部分はそうである。ただ、任意で追加する部分はあっていいので、その部分についてはどこまで入れていくのか、また量の数値的なところも見直しを今後かけていくので、その部分で追加を今後していくということも考えられることである。

(奥村委員)

3章の厚みや、4章への導入の仕方も変わると理解してよいか。

(鈴木課長)

そうである。

(小池部長)

質を確保していく施策の量の投入量を盛り込むことはできる。その辺りが各市町村の違いになってくると思うので、ぜひその辺りでご意見があればいただきたい。

(金子会長)

量と質はやはり一緒に進める必要がある。

(小池部長)

基本的に、行政の施策の投入量を明らかにしていくアクションプランになる。質を各園の方で確保し、それを支援する施策の投入量が重要になってくる。そこは切り分けて考える方がいいのか、一緒に考える方がいいのか、表現は難しいが、先ほど言ったつなぎの部分がよく分からないとここで何が書いてあるのか分からなくなる。

(奥村委員)

やはり利用者側からすると、当然質を確保した上での量の確保をお願いしたい。それをきちんと表現することを望んでいる。

(小池部長)

基本的に認可施設、認可保育所なので、質は確実に一定クリアされている。どれだけそこを通して保育サービスを提供していくのかといったあたりになる。幼稚園も、全て認定を受けたところになる。そのところのプラスアルファのあたりが先ほどの話になると思う。

(奥村委員)

追加の疑問点や要望はメール等また別途連絡でよいか。

(鈴木課長)

差し支えなければ、できるだけ書面、データでいただきたい。

(金子会長)

今回は、もう少し深く、視点を絞って審議できればと思う。

(2) 幼稚園及び保育園等の利用者負担のイメージ(確認事項)

(金子会長)

「幼稚園及び保育園等の利用者負担のイメージ」について、説明をお願いします。

-事務局から、資料6について説明-

(小山委員)

この表を初めて見たが、一番最後の別表3と、保育園の2号児の別表1-1を比較すると、B-2階層からの多くが逆転現象を起こしている。認定こども園の場合、1号児と2号児は同じ教育、保育を行っている中で、逆転する階層があること自体がおかしい制度になってしま

う。これはかなり見直さないと、相当な不公平が出てくる可能性が高いと思う。市としては、逆転現象をそのまま放っておくのか、やはりバランスをとって1号児は2号児より安くするのか、どう考えているのか。

(三橋課長)

基本的には、逆転を起こさないように考えている。

ただ、総体的にどうするかは、例えば現行の都の補助と市の補助をそのまま当てはめると、低い方が相当下がってしまい、上の方は下がらなくてはいけないのが増えてとなる。その辺りをうまく保育料の部分とバランスよく作らないといけないと考えている。

(小山委員)

決まらないと、園児募集の仮単価が決まらないのではないかと。

(三橋課長)

そうである。都がどう考えるかというところで、今までどおりのほぼ変わらない補助金額になるのか、変わるのかがまだ分からない。

就園奨励費と合わせて出している保護者補助金は、都は階層ごとに段差があるが、市は一律に出している。市が一律にするとかかなりバランスが悪いところも出てくるので、その辺りも含めて検討したい。

(小山委員)

上乗せ徴収を幼稚園は考えなければいけないというのは当然分かるが、都と市がこの公定価格に対してどのような形でどこまで補助を乗せるのかで変わってくる。そこが示されていないので、移行していかどうか決められない。10月15日以降に願書の配布なので、10月頭には決まっていないと、願書も作れない状況である。また、私学助成の部分でも同じことが言える。都から仮のものが出れば、市はすぐ出せるように準備だけはしておいてほしい。

現状、2つの施設は国の補助を受けて認定こども園の幼保連携型の年齢区分型を選択しているが、待機児がいる自治体に関しては撤回できないというところがあり、そうするとしなくてはならない。しかし、保育料が示されず、親にどう保育料を示していいのかわからない。また、旧制度の幼稚園にとっては今までの入園料、新制度の施設型給付を受ける幼稚園にとっては原則今までの入園料は差し引いた金額が入園料になるため、本当に親は混乱させられる。一時預かりも、今まで外から保育園に預けていた人たちが一時預かりと言われていたが、幼稚園の場合にはそのまま延長保育で残る子が一時預かりという言葉で入ってくるため、幼稚園はどう親に説明していいか困っている状況である。

(三橋課長)

基本的な考え方は、保育料で示したとおりに作っているので、あとは具体的にバランスをとるのかというところの微調整をする形になる。

(小池部長)

基本的な考え方は今とそれほど激変するようなことにはしたくない。一番厄介なのが累進課税のカーブが違うところを合わせなければいけないので、階層の見直しの中で見ていきたい。

また、弁償、扶養控除、子どもが多いと上がってしまう部分は、きちんとケアしていく。今と階層がそれほどずれることなく、並ぶような形にしたい。全体としては、保育料全体の収入は、市としては下がるだろうというあたりにぎりぎり設定できればいいと思っている。

一番難しいのは、それに対して幼稚園のサービス量を勘案した保育料を設定していかなければいけないことである。色々なシミュレーションを現在行っており、現に保育園に行っている方々の収入を入れて始めたところである。

また、新制度になったときにその構造が変わってくるので、そのとき

のきちんとした理屈が通るような方向で考えている。具体的にはまた次回あたりに出し、最終的には庁内で調整したい。その後、案としてうまく示さないといけないと思っている。

(小山委員)

階層については、今ある階層を余り少なくすると市の負担が相当増える。幼稚園には厳しい負担になるかもしれないが、ある程度は階層を増やさないと当てはめるのは難しいのではないかと思う。幼稚園はできるだけ階層を少なくしてほしいとの要望だが、どう見てもこの階層から比べると減らすのは難しいと思う。そこは事務局側でやはり判断してもらいたい。余り幼稚園だけの意見ですと親の負担も急に変わるので、そこは注意して行っていただいて結構だと思う。

(宮委員)

園長会で、標準時間と短時間で保育料の差があまりないのはどうなのかという話が出てきている。例えば、D-16 階層の方が標準時間で 39,100 円、短時間で 37,100 円となる。たまたまこの方が8時間を利用されているが、何か不測の事態が起きたときに 10 時間利用して延長保育料がかかったときに、払った金額はこの標準時間の方よりも高くなりがちな金額設定である。親が納得できるような保育料にならないのか。

(小山委員)

国が示している 1.7%なので、市は勝手にできないはずである。

(三橋課長)

下げる方はできるが、上げることはできない。基本的に、下げると、市の負担がその分増えることになる。

(小池部長)

運営費を下げてもいいわけではない。そこはいただくものがあってという形になるので、なかなか難しい。また、8時間のコアタイムをどうとるかによっても少しあると思っている。

(小山委員)

短時間の上限額は決めるのか。何百円、何千円の差に対して、単発で行った延長保育が1回 500 円となると、2回で標準時間の方がよかったというレベルになる。やはり利用者が不利にならないような制度にはしてもらいたい。

(金子会長)

その辺りもシミュレーションでは検討しているのか。

(横須賀課長)

通勤時間と勤務時間で、判断していこうと考えている。

(小池部長)

延長料金の設定が各園に任されている部分もある。市としては、公立保育園の部分では検討しているところである。

(奥村委員)

別表1-1、別表1-2の2号認定、3号認定の部分で、保育料等の在り方検討委員会の提言を受けて階層を増やした部分がまた減っているのか。

(横須賀課長)

階層数は 28 階層で同じである。

現行の表のC-2階層は市町村民税課税世帯であるが、新しい案では市町村民税 48,600 円未満ということで、D-1階層、D-2階層、D-3階層と国の方から示され、ここに多くの方が含まれることになった。そのため、現行の表でいうとC-2階層とC-3階層の2階層だが、新しい案ではこのランクを増やし、金額が分かれるようにしている。また、現行の表ではD-21 階層の 36,800 円とD-22 階層の 37,200 円の差が 400 円と、もともと差が余りない階層のため、新しい案では 48,600 円のところを増やすかわりにこちらを統合した。

(金子会長)

ほかにかがいか。意見はまだあると思うが、保育料の利用者負担については再度提案いただくことにしたい。

(3) 各種基準条例(案)について(報告事項)

ア 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準

イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準

ウ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準

- (金子会長) 続いて「各種基準条例(案)について」、報告をお願いします。
-事務局から、資料7、8、9について説明-
- (藤田委員) 放課後児童健全育成事業で、1日につき9時間 30分以上と、以上をつけていいのか。
- (小田島課長) 18条の(1)と(2)は「9時間 30分」、「3時間 30分」となっているが、18条のところに「当該各号に定める時間以上」としてある。
- (奥村委員) 資料7、8についても、現状とどう違うのか説明してほしい。
- (田中課長) 家庭的保育事業については、連携保育所の関係で現在は保育所になっているが、幼稚園を含め複数の箇所を指定することも可能になった。また、職員の基準についても調理員を置くとなり、給食についても現状では必須ではないが、5年間の経過の中では必ず給食を実施するとなっている。非常に細かいところでは、苦情の取り扱い等もあるが、大枠としては以上である。
小規模保育事業等は、町田市では行っていないため新規となる。
- (金子会長) 何か明文化したものはあるのか。
- (田中課長) 現状の実施要綱はあるが、そこを並べたものは作っていない。
資料8については、基本的には新制度に変わる部分を条文化していく形になる。
- (奥村委員) 家庭的保育事業に関して確認をしたい。例えば調理師を置くということは今までに加えてということでのお話であったが、それは給食を必須にするということでの配置という理解でよいか。
- (田中課長) そうである。公定価格の算定に当たっては調理員も含まれることになる。
- (奥村委員) 家庭的保育事業に関する料金の話はいつになるのか。
- (三橋課長) 3号の短時間の保育料と同様になる。
- (田中課長) 保育時間は条例で定めるが、個人への委託で行う形なので、保育園のようにローテーションでするわけではない。基本的には8時間になる。
- (奥村委員) そうすると2号もあるということか。
- (三橋課長) 3号だけである。
- (金子会長) 他のご意見はあるか。
- (藤田委員) 放課後児童健全育成事業で、資料3の 16 ページに学童保育クラブが「1～6年生」になっている。
- (小田島課長) 条例には、第5条「放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって」ということで、条例上は小学生にしなければならないという厚生労働省の見解が示されている。ただ、実際に運用する場合には、必ず1年生から6年生までしなければならないということではないという見解である。
- (奥村委員) 条例上は小学生という定めとのことだが、運営上についてはどこに定められるのか。

- (小田島課長) 運営上の定めは、明文化されているところはこの中にはない。募集のご案内等で書くしかないと考えている。
- (小山委員) 事業の設置認可はどこになるのか。
- (小池部長) 保育園、認定こども園については、認可庁は都になる。幼稚園、地域型保育事業つまり家庭的保育や小規模保育は市になる。
- (小山委員) 国と都が認定こども園の移行特例として、3階以上の使用に関して認めた。町田市の場合も、3階以上の保育園が3、4、5歳を認めるかどうかは都が決めるということになるのか。
- (小池部長) そのようになる。間に入って通達する義務は市にある。

(4) その他

- (金子会長) 「その他」として、何かあるか。
- (吉永副会長) 前回会議でも少し話したが、できれば委員以外の市民がどのようにこの新制度を受け入れて、現状でどのような課題を感じているかを議論し合う場を作りたいと考えている。内容についてはこれから検討し、アイデアが出れば次の会議等でご提案したい。

6 閉会